

税額の計算方法

総所得金額①-所得控除合計②=課税総所得金額③
 課税総所得金額③×税率=税額控除前所得割額④
 税額控除前所得割額④-税額控除額⑤=所得割額⑥
 所得割額⑥+均等割額⑦+森林環境税額⑧=特別徴収税額⑨
 特別徴収税額⑨-控除不足額⑩=差引納付額

(注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。

2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。

3 「控除不足額⑩」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

●税率

- 均等割 市区町村民税 3,000円 都道府県民税 1,500円
- 所得割 (総合課税分) 市区町村民税 6% 都道府県民税 4%
- 森林環境税 1,000円

●所得控除

雑損控除	(実質損失額-総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額-5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費控除	医療費の実質負担額(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円) ※地方税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費-1万2千円(限度額8万8千円)
社会保険料控除等	支払金額
生命保険料控除	新契約
	12,000円以下のとき 全額
	12,000円超32,000円以下のとき 支払金額の1/2+6,000円
	32,000円超56,000円以下のとき 支払金額の1/4+14,000円
	56,000円超のとき 28,000円
	15,000円以下のとき 全額
旧契約	15,000円超40,000円以下のとき 支払金額の1/2+7,500円
	40,000円超70,000円以下のとき 支払金額の1/4+17,500円
	70,000円超のとき 35,000円
	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)
地震保険料控除	支払金額
	50,000円以下のとき 全額
	50,000円超のとき 25,000円
	5,000円以下のとき 全額
	5,000円超15,000円以下のとき 支払金額の1/2+2,500円
旧長期契約	15,000円超のとき 10,000円
	地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円

納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者控除	一般 33万円 老人 38万円	22万円 26万円	11万円 13万円
配偶者特別控除	所得金額		控除額
	58万円超	95万円以下	33万円
	95万円超	100万円以下	22万円
	100万円超	105万円以下	21万円
	105万円超	110万円以下	26万円
	110万円超	115万円以下	21万円
	115万円超	120万円以下	16万円
	120万円超	125万円以下	11万円
	125万円超	130万円以下	6万円
	130万円超	133万円以下	3万円

障害者控除(特別障害者)(同居特別障害者)	26万円 30万円 53万円	所得金額	控除額
寡婦控除	26万円	58万円超95万円以下	45万円
ひとり親控除	30万円	95万円超100万円以下	41万円
勤労学生控除	26万円	100万円超105万円以下	31万円
扶養控除	一般 33万円	105万円超110万円以下	21万円
	老人 38万円	110万円超115万円以下	11万円
	特定 45万円	115万円超120万円以下	6万円
	同居老親等 45万円	120万円超123万円以下	3万円
基礎控除	納税者本人の所得金額	2,400万円以下	43万円
		2,400万円超2,450万円以下	29万円
		2,450万円超2,500万円以下	15万円

●税額控除(調整控除)

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額

- 合計課税所得金額が200万円以下の者
次の①と②のいずれか少ない額の5%(都道府県民税2%、市区町村民税3%)に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額
- 合計課税所得金額が200万円超の者
①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(都道府県民税2%、市区町村民税3%)に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類	金額	控除の種類	金額
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下
障害者控除	普通 1万円		900万円超950万円以下
	同居特別 10万円		950万円超1,000万円以下
	22万円		
寡婦控除	1万円	配偶者控除	一般 5万円
ひとり親控除	父 1万円		老人 10万円
	母 5万円		
	5万円		
勤労学生控除	1万円	扶養控除	一般 5万円
扶養控除	一般 5万円		特定 18万円
	特定 18万円		老人 10万円
	同居老親等 13万円		

●税額控除(配当控除)

課税所得金額	1,000万円以下の部分	1,000万円超の部分
種類	市区町村民税	都道府県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%

●税額控除(住宅借入金等特別税額控除)

前年分の所得税において平成21年から令和12年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等(居住年が平成28年から令和7年までの場合には、当該課税総所得金額等に係る所得税の基礎控除額から48万円を差し引いた額を加算した額)の100分の5に相当する金額を超える場合には、当該金額(97,500円を限度)に下欄の割合を乗じた金額
ただし、居住年が平成26年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得、特別特定取得(特例取得及び特別特例取得を含む。)又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額
① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除(特定増改築等に係る住宅借入金等)の金額に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額
② 前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)

市区町村民税	3/5	都道府県民税	2/5
--------	-----	--------	-----

●税額控除(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

区分	市区町村民税	都道府県民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

●税額控除(寄附金税額控除)

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の都道府県民税は4%、市区町村民税は5%に相当する金額
1 都道府県、市区町村に対する寄附金
2 住所地の都道府県共同基金又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の都道府県又は市区町村の条例で定めるもの
4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の都道府県又は市区町村の条例で定めるもの
ただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じた右欄の割合を乗じて得た額の都道府県民税は5分の2、市区町村民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上 195万円以下	84.895%
195万円超 330万円以下	79.79%
330万円超 695万円以下	69.58%
695万円超 900万円以下	66.517%
900万円超 1,800万円以下	56.307%
1,800万円超 4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合